

買 受 適 格 証 明 願

年 月 日

米沢市農業委員会会長 あて

<出願人>
住所

氏名

下記のとおり農地法第3条第1項の適用を受ける土地の競売に参加したいので競(公)落人となった場合には、同法同条の許可を得られるものであることを証明願います。

記

1 出願人の氏名等

氏 名	年 齢	職 業	住 所

2 競売を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

番号	所 在 ・ 地 番	地 目		面積(㎡)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が登記 簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
		登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称

3 競売を希望する事由の詳細

--

<農地法第3条第2項第1号関係>

4 出願人又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所在地		農地面積(㎡)				採草放牧地面積(㎡)
			田	畑	樹園地	
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所在地以外の土地		農地面積(㎡)				採草放牧地面積(㎡)
			田	畑	樹園地	
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

5 出願人又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地		採草放牧地
	作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)									

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類						
	所有リース						
導入予定のもの [資金繰りについて]	所有リース						

(3) 農作業に従事する者

① 出願人が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦_____年、農業技術修学暦_____年、その他 ()

② 世帯員等その他 現在： (農作業経験の状況：)
常時雇用している
労働力 (人) 増員予定： (農作業経験の状況：)

③ 臨時雇用労働力 現在： (農作業経験の状況：)
(年間延人数) 増員予定： (農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離
又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (出願人が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

6 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第4号関係> (出願人が個人である場合のみ記載してください。)

7 出願人又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に
従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) 常時従事している者の氏名	(2) 年齢	(3) 主たる職業	(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間 (実績又は見込み) を「 $\longleftrightarrow$ 」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は 養畜の事業に必要な 農作業の期間												
その者が農作業に 常時従事する期間												

(「農作業 に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)に
いつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

8 出願人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
(権利を有する農地の面積 + 権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
(権利を有する採草放牧地の面積 + 権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

9 出願人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、 8 を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- ☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- ☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2 ha、都府県で50 a です。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- ☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第7号関係>

10 周辺地域との関係

出願人又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）